

三股町役場からのお知らせです

令和4年度

三股町の地域資源を活用した新たな取組を支援します。

「みまた地域ブランド発信事業補助金」は、本町の産業振興及び地域の活性化を図るため、住民、企業及び団体による農商工観・産学官連携、6次産業化等の新たな取組により、地域資源を活用した地域性の高い新商品やサービスの開発、発信等を目的とした事業に対し経費の一部を支援するものです。

- ◆令和3年度実施事業◆
 - どぶろく味噌のラベル作成、モニター用どぶろく味噌の製造
 - 黒ごま蒸しパン・黒ごま万能たれ・黒ごまバターの新商品試作加工、栄養成分分析、細菌検査、試験販売用商品ラベル作成、パンフレット作成
 - 食肉製品の商品カタログ更新（ふるさと納税のPR事業）

1 補助対象者

次の全ての要件を満たし、自らの提案により開発した商品等の発信を継続して行うと認められる者

(1) 町内に住所を有する個人又は町内に店舗、工場等の事業所を設置している団体若しくは法人

(2) 町税の滞納がないこと

その他詳しい条件は補助金交付要綱をご確認ください。

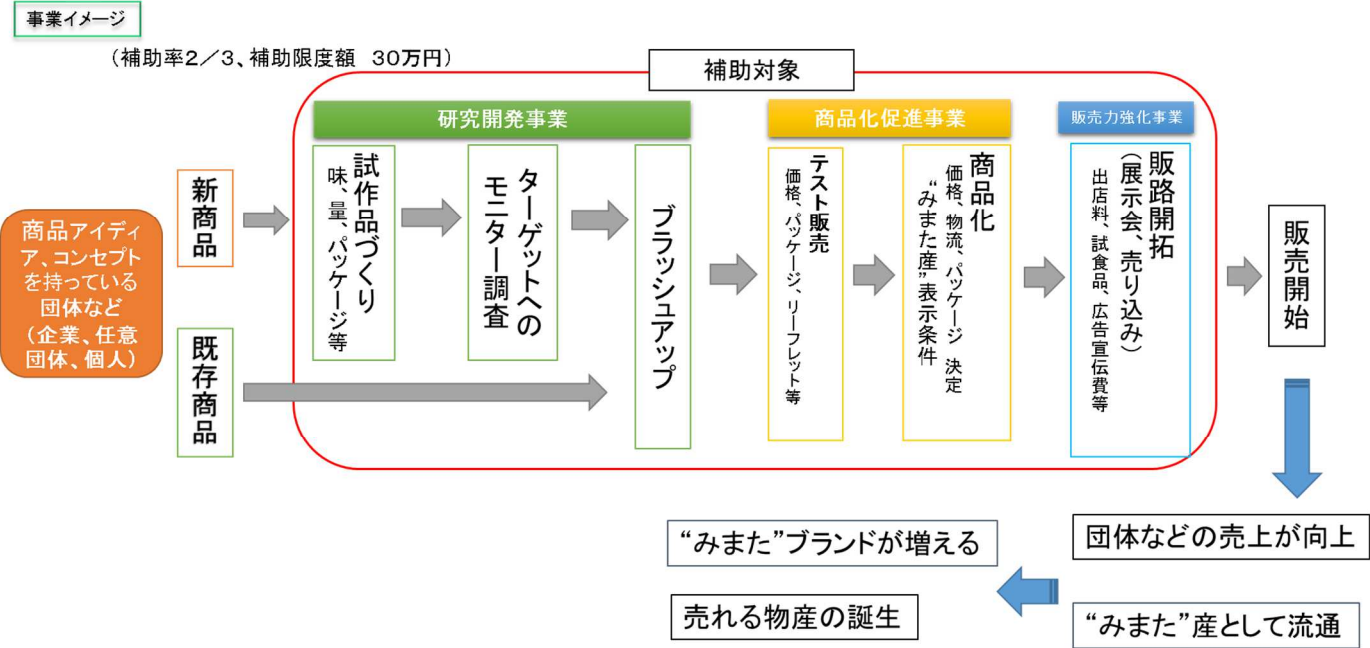
2 補助対象事業

次のいずれかで町の地域資源を活用し実施する事業。

開発された商品について、ラベル（表面または裏面）やパッケージ等に三股町産の地域資源を使用していることが分かるように表記してください。

各事業の内容については、町ホームページの要綱別表第1を参照してください。

(1) 研究開発事業 (2) 商品化促進事業 (3) 販売力強化事業



3 補助率及び限度額

2／3以内、予算の範囲内で限度額30万円

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合には切り捨て

4 事業期間

交付決定日～令和5年2月28日（火） ※交付決定は8月上旬を予定しております。

5 審査

みまた地域ブランド発信事業審査会（専門知識を有する者や町職員など8名以内）で補助申請者の代表者が事業内容などについて説明してもらい審査や評価を行います。

6 募集期限

7月19日（火）17時必着

7 応募方法

交付要綱などをご確認の上、所定様式に必要事項を記入し、必要書類（※）を添付して持参又は郵送してください。

※ 団体若しくは法人の場合、町内に店舗、工場等の事業所を設置していることが証明できる書類が必要です。

※ 「滞納のない証明書」が必要です。

8 注意事項

詳しい内容は、要綱をご覧ください。また、申請前に商工観光係へご連絡ください。

9 問い合わせ及び提出先

住所 889-1995 三股町五本松1番地1

三股町役場 企画商工課 商工観光係（3階）

電話 （直通）0986-52-9084

E-mail syouko-k@town.mimata.lg.jp

様式や要綱などは、三股町ホームページでご確認ください。

<http://www.town.mimata.lg.jp/>

しごと・産業 > 6次産業化 > 令和4年度みまた地域ブランド発信事業補助金について